

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要（骨子案）について

1 趣旨

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に基づく、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画である。（平成26年3月策定、平成30年2月一部改定。）

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定された（令和6年7月2日閣議決定）ことを受け、次なる感染症に備え、迅速・的確に対応できるよう本県における県行動計画の改定を行う。

なお、計画の改定にあたっては、令和5年12月に公表した「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りについて」における課題や教訓を活かし、対策の見直しを行う。

2 主な改定のポイント

- ①平時の準備の充実
- ②対策項目の拡充
- ③幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え
- ④DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ⑤実効性確保のための取組

3 今後のスケジュール（案）

令和6年8月	常任委員会報告（骨子案）
9月	第1回有識者会議 令和6年度第1回感染症対策連携協議会
10月	庁内・市町・関係機関照会
11月	感染症対策総合訓練
12月	令和6年度第2回感染症対策連携協議会
令和7年1月	第2回有識者会議、市町説明
2月	庁内・市町・関係機関照会、国事前確認
3月	常任委員会報告（素案）
4月	県民政策コメント
5月	令和7年度第1回感染症対策連携協議会 第3回有識者会議
7月	常任委員会報告（最終案）